

(第72回定時株主総会招集通知添付書類)

# 第 72 期 報 告 書

自 2019年 4月 1日

至 2020年 3月 31日

事 業 報 告  
連 結 貸 借 対 照 表  
連 結 損 益 計 算 書  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 注 記 表  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表  
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告  
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告  
監 査 役 会 の 監 査 報 告



築地魚市場株式會社

# 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

#### ①経営環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税等による個人消費の陰りや、米中貿易摩擦の長期化、英国のEU離脱の動向、それに加え新型コロナウイルス感染症の流行・拡大等、先行き不透明な状況が続いております。

当社を取巻く水産卸売業界においては、海洋環境や気象状況等の変動による漁獲量の減少、市場内流通の縮小、業種・業態を超えた競争の激化や物流コスト増加等の構造的な問題、国際的な水産物消費拡大による仕入コストの上昇や海洋資源保護の動き、さらに消費者の節約志向は根強く、厳しい業界環境が続いております。

なお、2020年1月後半以降の新型コロナウイルス感染症拡大と、それに続く外出自粛要請は、水産物、特に高単価な生鮮水産物の需要に急激な縮小というインパクトを与えており、卸売業界に与える影響は、期間、規模ともに先の見えない状況であります。

#### ②決算概況

上記の経営環境のもと、当社グループの売上高は、冷凍マグロ類の市況悪化、そして2020年1月後半以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、高級魚の売れ行き不振や価格下落、更には3月からは業務筋（寿司屋・レストラン・学校給食等）の営業自粛や休止に伴い、水産物需要が極端に減少、中国・欧州向けの輸出停滞なども相俟って、主要セグメントである水産物卸売業の売上高が大きく減少いたしました。

損益面においては、豊洲市場内冷蔵庫の取扱数量は概ね想定どおり推移したものの、水産物卸売業の売上高減に加え、冷凍マグロ類の相場下落による販売損の影響が大きく、さらに、2020年1月後半から新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、主要セグメントである水産物卸売業の収益が急激に悪化、また期末に保有する在庫の評価損計上が重なり、前回（2020年2月10日）発表した各段階利益の業績予想を下回りました。

その結果、当連結会計年度の連結売上高は71,658百万円（前年同期売上高76,808百万円）、営業損失は690百万円（前年同期営業損失120百万円）、経

常損失は674百万円（前年同期経常損失40百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は690百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純損失64百万円）となりました。

### ③部門別の状況

#### 【水産物卸売業】

売上高は70,367百万円（前年同期は75,920百万円）、セグメント損失1,010百万円（前年同期は268百万円のセグメント損失）となりました。

生鮮水産物は、本マグロ、スルメイカ等が潤沢に入荷しましたが、アジ、ブリ等の取扱減少により、売上高は前年を若干下回りました。

冷凍水産物は、冷マグロ類全般、冷鮭鱒類の入荷量減少により、売上高は前年に比べ大きく減少しました。

加工水産物は、煮タコ、干物類は取扱数量を伸ばしましたが、シラス干し等の入荷減少及び単価下落の影響が大きく、売上高は前年を下回りました。

#### 【冷蔵倉庫業】

豊洲市場内の豊洲東市冷蔵庫が周年稼働したことにより、売上高は1,134百万円（前年同期は732百万円）、セグメント利益は228百万円（前年同期は58百万円のセグメント利益）となりました。

#### 【不動産賃貸業】

売上高、セグメント利益ともに前年並みに推移しました。

#### (売上高明細)

区 分	第 71 期 2019 年 3 月 期		第 72 期 2020 年 3 月 期 (当連結会計年度)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
水 産 物 卸 売 業	75,920 <sup>百万円</sup>	98.8%	70,367 <sup>百万円</sup>	98.2%
冷 蔵 倉 庫 業	732	1.0	1,134	1.6
不 動 産 賃 貸 業	155	0.2	157	0.2
合 計	76,808	100.0	71,658	100.0

## (2) 対処すべき課題

### ①会社の経営の基本方針

当社は、卸売市場法に基づく東京都中央卸売市場の荷受会社として、“国民の健康的な食生活への貢献”という社会的使命を果たしていくとともに、集荷力・販売力の強化に努め、首都圏の一大消費地を抱える市場荷受としての優位性を発揮しつつ、“旧来型の荷受会社から、広範な機能を有する販売会社への転換”を図り、新たな価値創造によってステークホルダーの期待に応えてまいります。

### ②中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

#### ○修正した『中期経営計画＝CHALLENGE－2020』の継続

2014年5月に策定し発表、2019年4月に修正した『中期経営計画＝CHALLENGE－2020』は2021年3月期に最終年度を迎えます。当社グループは、その際に発表した優先課題を引き続き継続して取り組んでいきます。修正中期経営計画の優先課題は、

- ・新設冷蔵庫の稼働安定化による収益の拡大
- ・2020年6月施行の市場法改正への対応
- ・目的意識の醸成を目指した働きがいのある職場
- ・信用リスクヘッジ対応のリスクマネジメント
- ・新市場を活用した営業利益の実現
- ・営業キャッシュフローの黒字継続とネット借入金の削減による財務基盤の強化
- ・安定配当

具体的には、改正卸売市場法並びに新東京都条例が2020年6月21日に施行されることに伴い、卸売会社は新しい業務形態への道が開けることとなります。当社は既存2か所の冷蔵庫の連携を更に深めて、物流の効率化を図るとともに、事業会社での加工業務を拡大させる方針です。商流の拡大に際しては、販売促進部の受発注機能を充実し、グループ内事業会社並びに既存取引先との連携を深めていきます。この商流・物流、そしてITの活用による情流の高度化により、「生鮮食品卸」としての確固たる地位を目指します。同時に、豊洲市場の卸売会社の最大の強みである、国内鮮魚類の集荷・販売の増強を推進、冷凍水産物に於いては、国内消流の変化に合わせキメの細かい対応を行うことで営業費用を縮減し、効率的な運営を実現します。

上記に加え、2021年3月期は引き続き厳しい経営環境が予測される中、持続的成長に資する経営基盤を構築するべく、当社グループは以下の施策を実施していきます。

- ・組織再編による、①責任体制の明確化と、②顧客重視の品質管理体制の充実
- ・在庫残高の縮減と回転を早めるための社内管理体制の見直し
- ・採算管理の細分化により営業費用の適正化を図る

なお、『中期経営計画＝CHALLENGE－2020』は今期で終了しますが、次期中期経営計画については、新型コロナウイルスが事業環境に与える影響が概ね判明した段階で、策定・公表いたします。

#### ○新型コロナウイルス禍への対応

当社グループでは、お取引先様と従業員の安全を第一に、新型コロナウイルス感染予防のため、衛生管理（マスクの着用、手指の消毒、体温の測定と報告等）の徹底とともに、時差出勤、テレワークなど対策を講じており、終息の時期が読めない中、事業活動に一定の制約があるものの、ポストコロナも見据え、今後も継続して上記対策を実施してまいります。

このような状況の中、万が一に備え、農林水産省・東京都・豊洲市場協会と緊密な連携のもと、危機管理体制の確立、感染拡大防止策、市場流通の確保、風評被害対策を盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症発生に伴う事業継続計画」を策定しております。また、豊洲市場内にある当社冷蔵庫において、高い除菌効果を持つ「微酸性次亜塩素酸水」を精製、豊洲市場関係者に継続して供給しており、市場での生鮮品流通の安心・安全の確保に協力しております。

株主各位におかれましては、こうした当社グループの経営施策や取り組みに対して、ご理解を賜りますとともに、今後とも引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資は、主に豊洲市場内の冷蔵庫への追加的なものであり、特記すべき事項はありません。

### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

### (5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

#### ① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	2016年度 第 69 期	2017年度 第 70 期	2018年度 第 71 期	2019年度 第 72 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	78,310	78,801	76,808	71,658
経 常 利 益 (百万円)	18	38	△40	△674
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	649	385	△64	△690
1 株当たり当期純利益	289円25銭	171円98銭	△28円60銭	△307円92銭
総 資 産 (百万円)	18,086	19,004	17,479	15,181
純 資 産 (百万円)	5,757	6,116	5,905	5,143

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、発行済株式総数より自己株式の数を除いて算出しております。
2. 2016年10月1日を効力発生日として10株を1株とする株式併合を実施したため、第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第71期の期首から適用しており、第70期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2016年度 第 69 期	2017年度 第 70 期	2018年度 第 71 期	2019年度 第 72 期 (当期)
売 上 高 (百万円)	73,257	70,917	68,621	63,105
経 常 利 益 (百万円)	116	37	91	△534
当 期 純 利 益 (百万円)	746	375	73	△543
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	332円74銭	167円16銭	32円96銭	△242円21銭
総 資 産 (百万円)	17,232	18,054	16,626	14,507
純 資 産 (百万円)	5,666	6,013	5,945	5,336

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、発行済株式総数より自己株式の数を除いて算出しております。
2. 2016年10月1日を効力発生日として10株を1株とする株式併合を実施したため、第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第71期の期首から適用しており、第70期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

## (6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 百万円	出 資 比 率 %	主要な事業内容
豊海東市冷蔵(株)	50	直接 100.0	冷蔵倉庫業
共同水産(株)	50	直接 100.0	水産物の加工・販売、不動産の賃貸
(株)東市ロジスティクス	50	直接 100.0	冷蔵倉庫業
築地市川水産(株)	10	間接 100.0	生鮮加工水産物の販売

## (7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

- ① 水産物卸売業……当社は生鮮加工水産物の委託買付販売、共同水産(株)及び(株)キタシヨクは生鮮、冷凍加工水産物の加工・販売を、築地市川水産(株)は生鮮加工水産物の販売を、東市築地水産貿易（上海）有限公司は中国向け水産物の販売を行っております。
- ② 冷蔵倉庫業……豊海東市冷蔵(株)及び(株)東市ロジスティクスは冷蔵倉庫業を営んでおります。
- ③ 不動産賃貸業……当社及び共同水産(株)は所有する不動産の一部を当社グループの会社及び外部に賃貸しております。

(8) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

① 当社

本社 東京都江東区豊洲六丁目6番2号  
八王子支社 東京都八王子市北野町588番地1

② 子会社

豊海東市冷蔵(株) 東京都中央区  
共同水産(株) 東京都江東区  
(株)東市ロジスティクス 東京都江東区  
築地市川水産(株) 東京都江東区  
(株)キタシヨク 北海道石狩市  
東市築地水産貿易(上海)有限公司 中国上海市

(9) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

	使用人数	前期末比増減
水産物卸売業	249名	+20名
冷蔵倉庫業	43	△3
不動産賃貸業	—	—
合計	292	+17

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
男性 146名	+14名
女性 26	△1
合計 172	+13

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
城北信用金庫	2,268百万円
(株)きらぼし銀行	2,268
江東信用組合	504
(株)みずほ銀行	150
(株)三井住友銀行	50



## 2. 会社の現況

### (1) 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- |            |                   |
|------------|-------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 8,000,000株        |
| ② 発行済株式の総数 | 2,247,520株        |
| ③ 株主数      | 2,199名(前期末比160名減) |
| ④ 大株主      |                   |

株主名	持株数	持株比率
㈱ ベニレイ	262千株	11.68%
㈱ ヨンキユウ	220	9.82
東洋水産(㈱)	121	5.42
㈱ 海昇	116	5.20
㈱ みずほ銀行	111	4.95
㈱ ニチレイフレッシュ	79	3.52
横浜丸魚(㈱)	67	2.98
横浜冷凍(㈱)	57	2.56
築地魚市場持株会	30	1.37
朝日生命保険(相)	30	1.33

- (注) 1. 持株比率は自己株式(3,473株)を控除して計算しております。  
2. 持株数は千株未満を切り捨てております。  
3. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てております。

### (2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### (3) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 会社役員 の 状況

##### ① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位及び担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長 (管理本部長)	吉 田 猛
取 締 役 (常務執行役員営業本部長)	村 山 弘 晃
取 締 役 (常務執行役員管理本部副本部長兼経理部長)	大 竹 利 夫
取 締 役 (執行役員冷蔵事業本部長 兼㈱東市ロジスティクス代表取締役社長)	関 均
取 締 役 (執行役員社長付特命事項担当兼札幌営業所長)	村 野 智 基
取 締 役	石 川 誠
取 締 役	重 田 親 司
監 査 役 (常 勤)	伊 藤 隆
監 査 役	室 谷 和 彦
監 査 役	長 沼 徹

- (注) 1. 取締役石川誠氏及び取締役重田親司氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役室谷和彦氏及び監査役長沼徹氏は社外監査役であります。  
 3. 取締役石川誠氏、取締役重田親司氏、監査役室谷和彦氏及び監査役長沼徹氏につきましては、㈱東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 4. 監査役伊藤隆氏は当社総務部長、内部監査室長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 監査役室谷和彦氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 監査役長沼徹氏は丸紅㈱総務部長、丸紅サービス㈱代表取締役社長、芙蓉観光㈱芙蓉カントリー倶楽部代表取締役社長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

##### ②事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 年 月 日	退 任 理 由	退 任 時 の 地 位
木 村 洋 介	2019年9月4日	死 亡	取 締 役

③ 執行役員の名等 (2020年3月31日現在)

地 位	担 当	氏 名
常務執行役員	営業本部長	村 山 弘 晃
常務執行役員	管理本部副本部長兼経理部長	大 竹 利 夫
執行役員	冷蔵事業本部長 兼(株)東市ロジスティクス代表取締役社長	関 均
執行役員	社長付特命事項担当兼札幌営業所長	村 野 智 基
執行役員	豊海東市冷蔵(株)代表取締役社長	田 尻 博 一
執行役員	管理本部長補佐兼総務部担当兼業務部長	林 勝 司
執行役員	営業本部長補佐兼塩冷加工品部長	木 村 浩 太 郎

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役石川誠氏、取締役重田親司氏、監査役室谷和彦氏及び監査役長沼徹氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

⑤ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2)	93百万円 (12)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	16 (7)
合 計	11	109

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第45回定時株主総会において月額200万円以内(使用人分給与は含まないものとする。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1984年6月29日開催の第36回定時株主総会において月額300万円以内と決議いただいております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況	
取締役 石川 誠	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 重田親司	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 企業経営者としての知見・経験も踏まえた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。
監査役 室谷和彦	当事業年度に開催された取締役会17回の内16回に、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 長沼 徹	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。 取締役会において、企業経営者としての知見・経験も踏まえた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

## (5) 会計監査人の状況

### ① 名称

EY新日本有限責任監査法人

### ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から提出された監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、当事業年度の会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨とその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任とする議案の内容を決定いたします。

### ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (6) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制等を下記のとおり整備しております。

なお、当社子会社とは、当社が直接出資する連結子会社をいいます。

### イ. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### (1) コーポレート・ガバナンス

- ①取締役会は、法令、定款及び取締役会規程、その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ②取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- ③取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。
- ④監査役は監査役会規程及び監査役監査基準に則り、取締役会の職務執行の適正化を監査する。

#### (2) コンプライアンス

- ①当社及び当社子会社は、コンプライアンス体制の根幹となる行動規範を定め、取締役が、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役職員がコンプライアンスを遵守・実践するよう周知徹底する。
- ②当社及び当社子会社は、コンプライアンスを推進するために、体制の整備、コンプライアンスに係る基本方針及び諸施策の決定等を行うとともに、全社的なコンプライアンスを統括する機関として、取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置する。
- ③当社及び当社子会社は、役職員の遵守すべきコンプライアンス・マニュアルを整備し、全役職員にコンプライアンス・マインドの定着と高揚を図る。
- ④当社及び当社子会社は、社員等の相談・通報窓口として、通常の業務ラインとは別に「コンプライアンスホットライン」を置き、日常の業務においてコンプライアンスに係る問題等に気付いたときは相談できる体制をとる。また、その情報については秘密保持を厳守するとともに、相談者には不利益な取扱いを行わない。

⑤当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、これら反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固拒絶し、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(3) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(4) 内部監査

当社は、内部監査規程を定め、業務の実施部署から独立した内部監査部門が、当社グループに関する実効性のある内部監査を実施する。

**ロ. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制**

- ①当社は、リスク管理体制を整備するため、リスク管理規程を定め、リスク管理に係る基本方針及び諸施策の決定等を行うとともに、リスク管理担当役員を選任し、当社グループのリスク管理を統括する組織を設置して、リスク管理体制についての評価・指導を行う。
- ②当社グループの重要な投資等の個別案件については、職務権限規程及び稟議規程に基づき、経営会議で審議後、社長の決裁を得る。さらに、法令・定款及び案件の重要度に応じ、取締役会の承認を取得する。
- ③不測事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、事態の把握に努め、当社グループの損失を最小限にとどめるべく迅速な対応を行う。

**ハ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ①当社は、経営方針・経営戦略等、当社グループの全役員・社員が共有する目標を定め、その浸透を図るとともに目標達成に向けて、各自が実施すべき具体的な目標を定める。
- ②当社は、職務権限規程により、当社の機構及び職位並びにその指揮命令の系列を定め、業務の適正な運営と効率化を図る。

- ③当社は、業務の執行が効率的に行われることを確保するため、また、経営の意思決定の迅速化を図るため経営会議を設置し、経営に関する最高方針及び全社的重要事項について審議する。

## 二. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、法令及び文書規程等に基づき、当社が保有する情報資産を適切に保護するための必要な方策を定め、重要な会議の議事録・稟議書類等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は適切に保存しかつ管理する。
- ②取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

## ホ. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社子会社の業務執行者の自律的な経営を尊重する一方、事業会社管理規程を定め、当社子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすることを周知徹底する。
- ②当社は、定期的に事業会社の報告連絡会議を開催し情報交換を行い、当社グループ全体の健全な発展を図る。
- ③当社執行役員及び社員が必要に応じて当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を兼任する。
- ④監査役は、監査役監査基準等に基づき、当社子会社に対して営業または会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を調査する。
- ⑤内部監査部門は、定期的に当社子会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告する。

## ヘ. 監査役への報告体制

- ①当社及び当社子会社の取締役及び使用人は定期的に職務の執行状況を監査役に報告する。また、取締役及び使用人は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。
- ②当社及び当社子会社の役職員は、監査役に対して、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
- ③当社及び当社子会社は、監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の役職員が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を就業規則に定め、役職員に周知徹底する。



## ト. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- ②監査役は、代表取締役と協議を実施するとともに、会計監査人と緊密に連携し、定期的に会合をもつなど意見及び情報交換を行い、内部監査部門とも緊密な連携を保つ。
- ③取締役は監査役の監査に協力し、監査にかかる諸費用(訴訟、往査の費用、外部専門家の活用にかかる費用等)については、必要に応じ予算を措置する。

## チ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役からの要請がある場合には、専属の使用人を配置して監査役の命令下において監査業務が遂行できる体制を確保する。また、当該使用人に係る人事異動、人事考課、懲戒処分については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

## (7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

### ①コーポレート・ガバナンスについて

当社は、監査役出席のもと、定例取締役会を年12回、臨時取締役会を5回開催し、活発な議論や意見交換を行い、取締役会の実効性を確保しております。さらに、定例執行役員会を毎月開催し、執行役員の業務遂行状況をチェックしております。また、社外取締役・監査役に対しては議案内容の事前説明を行い、業務執行の意思決定の適正性、その監督の実効性を確保しております。なお、当社のコーポレート・ガバナンスの状況の詳細については、当社開示の「コーポレート・ガバナンス報告書」をご参照ください。

## ②コンプライアンス、リスク管理体制について

当社は、コンプライアンス年度計画を策定し、年2回開催のコンプライアンス委員会においてその進捗状況を確認いたしました。また、社員に対し、社内ネットワークを活用して、コンプライアンスにかかわる情報を適宜提供するとともに、社員向けのコンプライアンス研修会の開催や、各種講習会への参加を通じコンプライアンス意識の向上を図っております。

また、当社は、リスク総括表及びリスク評価マニュアルに基づき、当社グループにかかわる様々なリスクを管理しており、年2回開催のリスク管理委員会で状況を確認いたしました。

## ③当社グループにおける業務の適正を確保するための体制について

当社グループは、年4回事業会社報告会を開催し、情報交換を通じて予算計画の進捗状況等を確認いたしました。また、当社子会社は事業運営においては、重要な案件について、事業会社管理規程に則り、承認申請・報告を行っております。さらに、内部監査室はグループ会社各社を定期的に訪問し、内部監査を実施しております。

## ④監査役の職務の実効性確保について

当社は、監査役会を設けており、原則月1回、計15回開催し、監査に関する重要な決議や、監査の方針、監査計画の協議をいたしました。併せて監査の実施状況について情報を共有するとともに、当社の内部統制の整備、運用状況について、各種会議への出席、稟議書等の確認、また、関係部署からのヒアリング等を通じて確認しております。

また、会計監査人、内部監査室その他内部統制にかかわる関係部署と適宜、意見交換を行うなど連携を図り、監査の実効性確保に努めております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,730</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,819</b>
現金及び預金	729	支払手形及び買掛金	2,205
受取手形及び売掛金	2,791	短期借入金	859
商品及び製品	1,789	リース債	34
原材料及び貯蔵品	12	未払金	38
前払費用	35	未払費用	337
短期貸付金	220	未払法人税等	16
その他	205	未払消費税等	128
貸倒引当金	△54	賞与引当金	66
<b>固 定 資 産</b>	<b>9,354</b>	その他	132
<b>有形固定資産</b>	<b>7,007</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,219</b>
建物及び構築物	4,713	長期借入金	4,778
機械装置及び運搬具	1,002	リース債務	46
土地	808	繰延税金負債	199
リース資産	72	再評価に係る繰延税金負債	8
その他	409	退職給付に係る負債	474
<b>無形固定資産</b>	<b>113</b>	長期未払金	3
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,233</b>	長期預り保証金	417
投資有価証券	1,849	資産除去債務	283
その他	476	その他	6
貸倒引当金	△92	<b>負 債 合 計</b>	<b>10,038</b>
<b>繰 延 資 産</b>	<b>96</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
開業費	96	株主資本	4,897
<b>資 産 合 計</b>	<b>15,181</b>	資本金	2,037
		資本剰余金	983
		利益剰余金	1,882
		自己株式	△5
		その他の包括利益累計額	245
		その他有価証券評価差額金	226
		土地再評価差額金	19
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,143</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>15,181</b>

# 連結損益計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		71,658
売上原価		68,313
売上総利益		3,345
販売費及び一般管理費		4,036
営業損失		690
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	44	
その他の	19	66
営業外費用		
支払利息	30	
貸倒引当金繰入額	17	
その他の	3	50
経常損失		674
税金等調整前当期純損失		674
法人税、住民税及び事業税		11
法人税等調整額		5
当期純損失		690
親会社株主に帰属する当期純損失		690

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,037	983	2,640	△5	5,655
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△67		△67
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る			△690		△690
当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△758	△0	△758
当 期 末 残 高	2,037	983	1,882	△5	4,897

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	230	—	19	250	5,905
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△67
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る					△690
当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 ( 純 額 )	△4	—	—	△4	△4
当 期 変 動 額 合 計	△4	—	—	△4	△762
当 期 末 残 高	226	—	19	245	5,143

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 4社

豊海東市冷蔵(株)、共同水産(株)、(株)東市ロジスティクス、築地市川水産(株)  
非連結子会社 4社

築地企業(株)、東市築地水産貿易(上海)有限公司、(株)キタシヨク、(株)ひのか

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)は、いずれも連結計算書類に与える影響は軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除いております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社 0社

非連結子会社である築地企業(株)、東市築地水産貿易(上海)有限公司、(株)キタシヨク、(株)ひのかは、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)に与える影響は軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の範囲から除いております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち築地市川水産(株)の決算日は2月末日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、3月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法  
デリバティブ……………時価法

(ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品及び製品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- 原材料及び貯蔵品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……主として定額法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	20～49年
機械装置及び運搬具	15～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- リース資産……………リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、売上債権等を一般債権、貸倒懸念債権等に分類し、各債権分類ごとの貸倒実績率等により貸倒引当金を計上しております。

- 賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

- ④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
退職給付に係る負債の計上基準…当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

繰延資産の処理の方法

- 開業費……………開業費の償却については、5年間の定額法により償却を行っております。  
ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。  
のれんの償却方法及び償却期間…のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。  
消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,123百万円

(2) 保証債務

銀行借入保証

東市築地水産貿易（上海）有限公司 15百万円

(3) 土地再評価法の適用

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号、平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法の土地評価価額に合理的な調整を加味して算出しております。

② 再評価を行った年月日 2002年3月31日



### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	2,247	—	—	2,247
合計	2,247	—	—	2,247
自己株式				
普通株式	3	0	—	3
合計	3	0	—	3

(注) 自己株式の普通株式の株式増加0千株は、単元未満株式の買い取りによる増加であります。

#### (2) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27 日定時株主 総会	普通株式	67	30.00	2019年3月31日	2019年6月28日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26 日定時株主 総会(予定)	普通株式	利益剰余金	67	30.00	2020年3月31日	2020年6月29日

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### (金融商品に対する取組方針)

当社グループの資金調達については銀行借入金によっております。デリバティブ取引は為替予約取引であり、将来の為替変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行っておりません。

###### (金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制)

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の与信状況をその都度、把握する体制をとっております。

株式等である投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されていますが、取締役会及び経営会議への報告等、個別リスク管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達であり、長期借入金は主に設備投資にかかる資金調達です。変動金利の借入金はありません。

デリバティブ取引は将来の外貨建金銭債権債務の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引等があり、職務権限規程等に定める決裁権限に基づき実需の範囲で行うこととしております。また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、これらの管理は業務部が適時に資金繰り計画を作成・更新して管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
1) 現金及び預金	729	729	—
2) 受取手形及び売掛金	2,791	2,791	—
3) 投資有価証券	1,647	1,647	—
資 産 計	5,168	5,168	—
1) 支払手形及び買掛金	2,205	2,205	—
2) 短期借入金	419	419	—
3) 長期借入金	5,217	5,240	22
負 債 計	7,843	7,866	22
デリバティブ取引	—	—	—

1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。  
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

1) 現金及び預金、並びに2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

1) 支払手形及び買掛金、並びに2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

注2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	202百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。なお、非上場株式等については「3）投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では東京都において賃貸用マンション、賃貸商業施設を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時 価
1,360百万円	1,626百万円

注1 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

注2 当連結会計年度末の時価は「不動産鑑定評価基準」等に基づいて算定した金額であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産   | 2,291円86銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 307円92銭   |

7. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は東京都中央卸売市場豊洲市場において、賃貸借契約を締結しており、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約等の義務に関して資産除去債務を認識しております。

また、一部の資産において、解体・撤去時に法令の定める特別な方法で処理しなければならないPCB及びアスベストが含まれているものがあり、当該処理費について資産除去債務を認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、賃貸借契約については使用見込期間は49年、割引率は1.0%を採用しております。

PCB及びアスベストが含まれているものについては、実際の廃棄等の処分に至っていないものであり、合理的に見積もられた除去費用を資産除去債務として計上しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	280百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円
時の経過による調整額	2百万円
資産除去債務の履行による減少額	－百万円
期末残高	283百万円

8. 追加情報

新型コロナウイルス感染症拡大とそれに続く政府の緊急事態宣言の発令により、当水産物卸売業界においても、水産物需要の減少等の影響を受けており、この状況が2021年3月期の上半期に一定程度影響するものと仮定しております。当連結会計年度における会計上の見積りについてはこの仮定を加味した予測数値により実施しております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,806</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,286</b>
現金及び預金	631	受託販売未払金	91
売掛金	2,381	買掛金	1,853
商品及び製品	1,441	短期借入金	723
原材料及び貯蔵品	3	未払費用	291
未収入金	193	未払法人税等	11
その他の	1,212	賞与引当金	61
貸倒引当金	△57	その他	254
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,701</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,885</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>6,306</b>	長期借入金	4,618
建物	4,314	退職給付引当金	403
機械装置	925	長期預り保証金	420
土地	613	繰延税金負債	134
その他	453	資産除去債務	283
<b>無形固定資産</b>	<b>75</b>	その他	25
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,319</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,171</b>
投資有価証券	1,799	<b>純 資 産 の 部</b>	
関係会社株式	152	株 主 資 本	5,085
関係会社長期貸付金	264	資 本 本 金	2,037
破産更生債権等	82	資 本 剰 余 金	977
その他	102	資本準備金	977
貸倒引当金	△82	利益剰余金	2,077
<b>資 産 合 計</b>	<b>14,507</b>	その他利益剰余金	2,077
		繰越利益剰余金	2,077
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△5</b>
		評価・換算差額等	250
		その他有価証券評価差額金	230
		土地再評価差額金	19
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,336</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>14,507</b>

# 損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		63,105
売 上 原 価		60,706
売 上 総 利 益		2,398
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,949
営 業 損 失		551
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	53	
そ の 他	11	64
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	17	
そ の 他	1	48
経 常 損 失		534
税 引 前 当 期 純 損 失		534
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		3
法 人 税 等 調 整 額		5
当 期 純 損 失		543

## 株主資本等変動計算書

（ 自 2019年4月1日 ）  
（ 至 2020年3月31日 ）

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 準 備 金	本 金				そ の 他 利 益 剩 余 金
							繰 越 利 益 剩 余 金
当 期 首 残 高	2,037	977		2,688	△5	5,696	
当 期 変 動 額							
剰余金の配当				△67		△67	
当期純利益				△543		△543	
自己株式の取得					△0	△0	
株主資本以外の項目 の当期 変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-		△610	△0	△610	
当 期 末 残 高	2,037	977		2,077	△5	5,085	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	229	-	19	249	5,945
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△67
当期純利益					△543
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目 の当期 変動額(純額)	1	-	-	1	1
当期変動額合計	1	-	-	1	△609
当 期 末 残 高	230	-	19	250	5,336



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの………決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの………移動平均法による原価法

デリバティブ………時価法

##### ②たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 20～49年

機械及び装置 10～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産………リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金………売上債権等の貸倒損失に備えるため、売上債権等を一般債権、貸倒懸念債権等に分類し、

各債権分類ごとの貸倒実績率等により貸倒引当金を計上しております。

賞与引当金……………従業員への賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づいて算定した額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,763百万円

(2) 保証債務 266百万円

銀行借入保証

共同水産株式会社 176百万円

東市築地水産貿易（上海）有限公司 15百万円

取引債務保証

共同水産株式会社 75百万円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権 1,472百万円

(4) 関係会社に対する短期金銭債務 55百万円

(5) 関係会社に対する長期金銭債務 16百万円

(6) 土地再評価法の適用

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号、平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

①再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法の土地評価価額に合理的な調整を加味して算出しております。

②再評価を行った年月日 2002年3月31日

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上高	3,406百万円
	仕入高	1,043百万円
	営業取引以外の取引高	9百万円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度中 増加株式数(千株)	当事業年度中 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	3	0	—	3
合計	3	0	—	3

(注) 自己株式の普通株式の株式増加0千株は、単元未満株式の買い取りによる増加であります。

### 5. 税効果会計に関する注記

#### (1) 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産	
貸倒引当金	42百万円
賞与引当金	18百万円
退職給付引当金	123百万円
減損損失	20百万円
有価証券等評価損等	43百万円
繰越欠損金	1,307百万円
その他	99百万円
繰延税金資産小計	1,656百万円
評価性引当額	△1,577百万円
繰延税金資産合計	78百万円

#### (2) 繰延税金負債の発生の主な原因

有価証券評価差額金	134百万円
資産除去債務	78百万円
繰延税金負債合計	212百万円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (仕入金額)	科目	期末 残高
主要株主	㈱ベニレイ	被所有 直接11.7%	商品の売買	商品の仕入	百万円 1,252	買掛金	百万円 172

(注) 取引金額には消費税等を含めておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、独立第三者取引と同様の条件で実施しております。

### (2) 子会社及び関連会社等

属性	会社名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
子会社	共同水産㈱	所有 直接100%	商品の売買、 融資、役員の兼任	資金の貸付(注1) 債務保証(注2)	百万円 53 251	短期貸付金	百万円 494
子会社	㈱東市ロジステ イクス	所有 直接100%	商品の保管、不 動産賃貸、 融資、役員の兼任	賃貸収入(注3) 資金の貸付(注1)	百万円 383 —	冷蔵事業 金 短期貸付金	百万円 175 180
子会社	築地市川水産㈱	所有 間接100%	商品の売買、 融資、役員の兼任	資金の貸付(注1)	百万円 16	短期貸付金	百万円 269
子会社	㈱キタシヨク	所有 間接100%	商品の売買、 融資、役員の兼任	資金の貸付(注1)	百万円 △30	短期貸付金 関係会社 長期貸付金	百万円 210 264

(注) 取引金額には消費税等を含めておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付は、市場金利を勘案して決定しており、短期の貸付については純額で表示しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 共同水産㈱の借入金及び売買取引に対して債務保証を行ったものです。

(注3) 賃貸収入は当社保有の冷蔵倉庫の賃貸による収入です。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	2,377円95銭
(2) 1株当たり当期純損失	242円21銭

## 8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### (1) 当該資産除去債務の概要

当社は東京都中央卸売市場豊洲市場において、賃貸借契約を締結しており、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約等の義務に関して資産除去債務を認識しております。

また、一部の資産において、解体・撤去時に法令の定める特別な方法で処理しなければならないPCB及びアスベストが含まれているものがあり、当該処理費について資産除去債務を認識しております。

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、賃貸借契約については使用見込期間は49年、割引率は1.0%を採用しております。

またPCB及びアスベストが含まれているものについては、実際の廃棄等の処分に至っていないものであり、合理的に見積もられた除去費用を資産除去債務として計上しております。

### (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	280百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円
時の経過による調整額	2百万円
資産除去債務の履行による減少額	－百万円
期末残高	283百万円

## 9. 追加情報

新型コロナウイルス感染症拡大とそれに続く政府の緊急事態宣言の発令により、当水産物卸売業界においても、水産物需要の減少等の影響を受けており、この状況が2021年3月期の上半期に一定程度影響するものと仮定しております。当事業年度における会計上の見積りについてはこの仮定を加味した予測数値により実施しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

築地魚市場株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鳥羽正浩 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保英治 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、築地魚市場株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、築地魚市場株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

築地魚市場株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鳥羽正浩 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保英治 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、築地魚市場株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。

監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

2020年5月26日

築地魚市場株式会社

代表取締役社長 吉田 猛 殿

築地魚市場株式会社 監査役会

監査役(常勤) 伊藤 隆 ⑩

監査役 室谷 和彦 ⑩

監査役 長沼 徹 ⑩

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役室谷和彦及び監査役長沼徹は社外監査役であります。

以上

以上

# 株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
問合せ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 (証券代行事務センター) みずほ信託銀行株式会社 電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
公告掲載方法	電子公告 ( <a href="http://www.tsukiji-uoichiba.co.jp/">http://www.tsukiji-uoichiba.co.jp/</a> ) ただし、事故その他やむを得ない事情によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

## 株式事務の取扱い

- 株式に関する各種お手続き（住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金受領方法の指定等）は、株主様が口座を開設されている証券会社にてお取扱いしております。詳しくは、お取引証券会社にお問合せください。
- 証券会社に口座を開設されていない株主様の株式につきましては、「特別口座」で管理されております。「特別口座」に関する各種お手続き（証券会社の口座への振替、住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金受領方法の指定等）は、みずほ信託銀行にてお取扱いいたします。  
(みずほ証券では取次のみとなります)
- 未払配当金のお受取りにつきましては、みずほ信託銀行、みずほ銀行にてお取扱いいたします。  
(みずほ証券では取次のみとなります)